

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2853号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

鯉ヶ沢漁港より岩木山を望む(写真・青森県鯉ヶ沢町提供)



も く じ

随 情	フ	情	政	活
想 報	ォ	報	策	動
	ー			
	ラ			
	ム			

町村Nav i.....	新任教道府県町村会長の略歴.....	現代アートと活力あるむらづくり秋田県上小阿仁村.....	自民党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席―平成26年度政府予算関係で要望を行う―.....
多くの人々に外灯を付けられるように.....愛知県町村会長	週刊国保実務	海野 昌照.....	(2)
愛知県武豊町長	粉山 芳輝.....	(11)	(10)
粗山	(7)	(6)	(4)

●写真募集●

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

コラム

豚を核に地域循環型農業

法政大学教授 岡崎 昌之

世界遺産の白神山と津軽のシンボル岩木山から流れる三河川が町を潤し、日本海からのイカやヒラメなど多様な魚介類に恵まれているのが青森県西部の鯉ヶ沢町。

この町で地域循環型農業を追求しつつ、高品質の豚を生産しているのが長谷川自然牧場だ。葉タバコ栽培で農薬中毒を経験した長谷川夫妻は、自家飼料を使った養鶏に転換し、卵も1個50円で売れるようになり、飼料用の作物に堆肥を必要とするため豚を導入することで、養豚も手掛けるようになった。

現在の飼育頭数は950頭で平均より小さい養豚経営といえる。しかし豚にかかる情熱は並外れている。濃厚飼料は使わず全て自家配合飼料。作れる飼料の量と豚の健康管理で飼育頭数も決まる。通常は6ヶ月で出荷するが、ここでは10ヶ月かけてゆっくりと健康な豚を生産する。それだけに価格も生産者主導で決めることができ、通常の2倍から3倍する。

飼料に最も気を使う。自衛隊や学校、パン屋など津軽一円から収集する食糧残渣、大規模農場からの規格外農産物、粉殻燻灰、さらに白神のミネラルをたっぷり含んだ、鯉ヶ沢沖の海水を加え、これに岩木山麓

の里山から集めた腐葉土を混ぜて発酵させる。そのため養豚場には珍しい倉庫のような飼料製造場があり、外にはジャガイモやパンの通函箱が高く積まれている。

長谷川自然牧場を訪れて最も驚くのはにおいだ。養豚場といえは強烈な臭いがあるものだが、ここでは殆ど気にならない。それには工夫がある。農家から粉殻を収集し、各豚舎に設置した円形ストープで燻灰にする。その際出る煙や木酢液を豚舎に導入、散布することで消毒、消臭が図られる。燻灰を飼料に混ぜて食べさせ糞の臭いも抑える。

牧場従業員10名の内2名は知的障害者で、長谷川さんたちは彼らの自立をも支援している。グリーンツーリズムにも取り組み、動物とのふれあいやソーセージづくりをおして、子供たちの食育にもかかわる。麻布獣医大学、法政大学など学生の研修も受け入れる。作業や食をおして若い人たちは生き方も再考する。

TPPが話題となり「農業」が注目を浴びているが、この牧場を見ていると、地域との連携があつてはじめて、まともな農業は成り立ち、まともな農業は教育や環境にも大きな影響を与えていることがよく分かる。

地方六団体

自民党総務部会関係合同会議に 藤原会長が出席

—平成26年度政府予算関係で要望を行う—



地方六団体を代表して、山田啓一
全国知事会長（京都府知事）より、
日本経済はアベノミクスの影響で明
るい兆しが見えてきたが、その効果

自由民主党は8月29日に総務部会関係合同会議を開催、平成26
年度予算概算要求及び税制改正要望を取りまとめるにあたり、地
方六団体等からヒアリングを行った。本会からは藤原忠彦会長（長
野県町村会長・川上村長）が出席した。



▲本会からは藤原会長が出席

は財政力の強い地域に留まってお
り、それ以外の多くの地域には及ん
でならず、逆に財政が暗転しかねな
いとの危機感を持っているとし、地
方交付税の特例加算枠の維持など一
般財源総額を十分に確保するよう要
望、特に累積する臨時財政対策債に
ついて、制度を全面的に見直すこと



▲発言する新藤総務大臣

もに、地方交付税の法定率の引き上
げを含めた抜本的な見直し等を行う
よう訴えた。また、地方消費税を含
む消費税率を来年4月に引き上げる
ための目配りや、代替の税財源を確
保することなく、自動車取得税を廃
止しないこと、償却資産に係る固定
資産税やゴルフ場利用税の堅持、基
金事業の継続実施等についても併せ
て要望した。（主要要望項目は次頁
参照のこと）
これを受けて、臨席していた新藤
義孝総務大臣から、アベノミクスの
3本目の矢である成長戦略の実感を
地域や個人にまでもたらすために
は、①地域の活性化②イノベーション

活 動

ンの推進③国際展開の推進に加え、国・地方を通じた財政の健全化と地方分権の推進が大切であり、交付税改革はもとより、地方に対する財政

自由民主党総務部会関係合同会議
主要要望項目

平成25年8月29日
地方六団体

自由民主党が政権に復帰して半年余りが経過し、いわゆるアベノミクスにより、我が国経済に明るい兆しが見られるが、その効果はまだ一部の大企業・大都市にとどまり、未だ地域経済が活力を取り戻すには至っていない。

政府の経済政策の効果を、地域経済にも及ぼすためには、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要がある。

地方が地域経済の活性化等の施策を実施するためには、基盤となる地方税財源が必要であり、次の事項を講じて頂きたい。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

平成26年度においては、地方単独

措置はしっかりとした水準を維持することを前提に色々な工夫をしていくこと、また分権改革について、どれを実行していくのか、やれるもの、

事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を当面維持するなど、その総額を確保すること。

また、累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、法定率の引上げを含めた本格的な見直し等を行うこと。

地方税源の確保等

○平成26年4月における消費税及び地方消費税の確実な引上げの実現を図れるよう、着実に経済状況の好転を図ること。

○地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、地

やる気のあるところから使えるようにしていくとともに、権限移譲も強力に進めていこうと思っている。併せて、地方の税制についても、きち

方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

○投資減税や法人税の実効税率引下げの議論を行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、必要な地方税財源の確保に配慮すること。

○自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべき。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税を廃止すべきではない。

○固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

○ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○地球温暖化対策のための税は、使

んと措置できるよう最大限の努力をしていきたい。総務部会の皆様方からご指導いただきたい。―との発言があった。

途を森林吸収源対策にも拡大することともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保すること。

基金事業の継続実施等

平成21年度に創設された緊急雇用創出臨時特例基金は、地域の雇用創出や人づくりに大きな役割を果たしてきた。引き続き、産業振興と雇用の創出を図り、地域経済を再生させるためには、期限切れとなる緊急雇用創出臨時特例基金はもとより、森林整備加速化・林業再生基金など既に設置されている基金の継続実施や、事業の進捗等に応じた増額を行うとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを図ること。また、地方が地域経済再生の核となる人づくりを強力に推進できるよう、人材育成のための基金を新たに創設すること。

政策解説

社会保障制度改革国民会議報告

— 国保保険者の都道府県移行をめぐる —

週刊国保実務 海野昌照

政府は8月21日、社会保障制度改革の道筋や方向性を明示した「法案の骨子」を閣議決定した。この骨子に沿って、いわゆる「プログラム法案」を次期国会の冒頭に提出する方針を示している。医療保険や介護保険、年金などの個別分野の改革は今後、厚生労働省の社会保障審議会などで検討が重ねられる。法案の骨子（社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子）は、社会保障制度改革国民会議が8月6日にまとめた「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」と副題を付した報告書を踏まえて改革の方向性やスケジュール等を明らかにしたものである。

法案骨子のベースとなった国民会議の報告書は、「国民へのメッセージ」「総論」「各論」で構成され、総論では「1970年代モデル」から「21世紀（2025年）日本モデル」への再構築を提案して、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換をめざすとともに、負担の在り方を「年齢別」から「負担能力別」に切り替えるべきだと提言している。各論では少子化対策、医療・介護、年金を取り上げているが、医療・介護分野の改革に多くのページを割き、①医療・介護サービスの提供体制改革②医療保険制度改革③介護保険制度改革の方向性を示している。

報告書に対しては各方面から様々

な意見が表明されているが、全体的な印象としては、団塊の世代がすでに75歳以上になる2025年（平成37年）に向けて社会保障制度の再構築の必要性が強調され、幾つかの方向転換が提言されるなど、総論は格調高く、新モデル創造への意欲は感じられるものの、各論は厚労省の審議会や検討会などの改革の方向性を追認したものが散見され、新鮮味に欠ける内容だとの指摘もある。そうした中で関係者の注目を集めたのは「国保保険者の都道府県移行」である。

・ 国保保険者の都道府県移行

国民会議の報告書の見出しでは、「国民健康保険の保険者の都道府県移行」という表現になっているが、

本文では保険者を「国保の財政運営の責任を担う主体」としている。これは、議論の過程で国保保険者の機能を単純に都道府県に移行することに反対・慎重な意見が多かったことによるものである。

具体的には、保険料徴収や保険料の設定、保健事業など市町村が運営する方が合理的な保険者機能があるといった意見、小規模な市町村が抱える財政運営の不安定さの解消には、医療費の共同事業の改善で対応すべきといった意見、医療費水準や収納率に違いがある中で、単純に都道府県で一律な仕組みとするのではなく、都道府県と市町村が保険者機能に関する権限と責任を分担し、汗をかき市町村が報われる仕組みを創設すべきという趣旨の意見があった。

こうした意見を踏まえ、報告書でも「国民健康保険の運営に関する業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収・保健事業など引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、市町村の保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目

政 策

指すべきである」とされている。

高齢者と低所得者を多く抱える国保の運営は、町村にとって大きな負担であり、財政的にも圧力要因になっていることから、国保財政への都道府県の役割強化や国保の都道府県化を求める声はかねてからあった。これまでの国保の制度改革を振り返れば、平成17年の三位一体改革による都道府県調整交付金の導入、平成22年の広域化等支援方針の策定による事務の広域化の推進、平成24年の共同事業拡大による財政運営の都道府県単位の推進・都道府県による財政調整機能の強化など、国保財政への都道府県の関わりは漸進的ではあるが、強化されてきた。それが国民会議では平成27年度からの共同事業拡大の施行を待たずして、国保保険者の都道府県移行が浮上して一気に議論が進んだ。

報告書での国保保険者の都道府県移行の取り上げ方をみると、医療保険制度改革という項目ではなく、医療・介護サービスの提供体制改革という項目の中で、「都道府県の役割強化と国民健康保険の保険者の都道府県移行」という方向性が示されており、「効率的な医療提供体制への改革を効果あらしめる観点から」の提案であり、医療保険制度改革の観

点からだけの提案ではないことが分かる。

実際の表現、ふりは、「効率的な医療提供体制への改革を効果あらしめる観点からは、国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とし、更に地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべきである」というものである。

都道府県は現在でも医療計画の策定主体であり医療提供体制の責任主体なので、今後、実務的検討を進め、仮に都道府県が国保の給付責任の主体になれば、医療提供水準と住民の負担の在り方を総合的に検討できる、ということである。しかし、報告書では都道府県に対し国保の財政運営責任の主体という役割を求める一方、市町村には国保保険料の賦課徴収と保健事業の担い手という役割を求めている。報告書でいう「給付責任」の意味するところは定かでないが、仮に都道府県が給付それ自体を行う主体となれば、保険料の賦課徴収の責任主体(市町村)と給付

主体(都道府県)が分離するという構図になる。保険料の賦課徴収と給付が分離して、給付額の見積もりとそれに見合った保険料設定という保険者の根幹ともいえる機能の発揮が難しくなり、医療保険の運営が効率的に行われるのかどうか関係者の間では疑問を呈する向きもある。

また、医療保険制度改革の項目で「国民健康保険の財政的な構造問題を放置したまま、国民健康保険の保険者を都道府県としたとしても、多額の赤字を都道府県に背負わせるだけである。したがって、抜本的な財政基盤の強化を通じて国民健康保険の財政的な構造問題の解決が図られることが、国民健康保険の保険者を都道府県に移行する前提条件となる」とした上で、「後期高齢者支援金に対する負担方法を全面総報酬制にすることにより生ずる財源も考慮に入れるべきである」としている。

報告書でいう国保の財政的な構造問題について、何をもちって解決が図られたとされるのか明記されていない。報告書にあるように、「現在の市町村国保の赤字の原因や運営上の課題を、現場の実態を踏まえつつ分析した上で」国保が抱える財政的な構造問題や保険者の在り方に関する課題を解決していく必要があるが、

被用者保険における後期高齢者支援金の全面総報酬制導入により生ずる財源(平成27年度ベースで約2300億円)を国保へ投入することとなれば、被用者保険サイドの大きな反発が予想される。事実、8月9日の社会保障審議会・医療保険部会では、国民会議の提言のうち、後期高齢者支援金の全面総報酬制導入により生ずる財源の国保への投入に対し、「絶対に許容できない」「断固反対と強く申し上げたい」などと被用者保険サイドの強い反対意見があった。

・ 法案の骨子

『法案の骨子』では、国保の保険者、運営等の在り方について、保険料の適正化等の取組みを推進するとともに、国保への財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、財政運営を始めたとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置を講ずると記している。骨子に盛り込まれた医療保険制度改革については、平成

情 報

26年度から平成29年度までを目途として順次講ずるとし、必要な法律案は平成27年通常国会への提出をめぐると明記している。

今後、骨子に盛り込まれた国保制度の改革を実現するため、国と地方団体との協議が行われることになるが、実現までの調整は難しいものになるとみられる。しかし、仮に国保保険者の都道府県移行が実現すれば、報告書が指摘するよつこ「国民

皆保険制度発足以来の大事業」であるのは間違いない。「世界に誇れる国民の共有財産」(報告書)である国民皆保険体制は次世代へ引き継がなければならず、改革が皆保険を確固たるものとし、持続可能な体制の一步としなければならぬ。関係者に望みたいのは、将来に禍根を残さぬよう、皆保険堅持の観点から慎重に徹底した議論を尽くすことである。

新任都道府県町村会長の略歴

徳島県町村会は平成25年8月20日の8月定例会で次の通り会長を選出した。

(8月21日就任)

徳島県町村会長
美馬都つるぎ町長

兼西茂

昭和28年3月5日生



【住所】徳島県美馬都つるぎ町半田字逢坂127番地4

【町村長としての当選回数】5回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成元年4月 半田町議会議員当選▽11年3月 半田町長就任▽17年2月 町村合併により辞職▽同年4月 つるぎ町長就任▽21年4月 再選(2期目)▽25年4月 再選(3期目)▽25年8月 徳島県町村会長就任

【町村会関係の経歴】▽平成15年 徳島県町村会監事▽23年 同監事

【主な業績】

▽町内各小・中学校校舎及び体育館の耐震改修事業▽公共下水道事業一部供用開始▽町内全域を無料とした光電話など情報通信網の整備▽災害時のライフラインである道路網の整備充実▽宿泊施設など第3セクターの再生▽町立半田病院の耐震改修事業

【趣味】旅行

【家族】妻

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

フォーラム

上小阿仁村は、秋田県のほぼ中央に位置する南北に長い山あいの村です。太平山に源を発する小阿仁川が村の中央を流れ、途中、支流を合わせて米代川へと流れていきます。北部は平地で南部は山林が多く、総面積256・82平方kmの92・7%が山林原野で占められており、うち75%が国有林となっています。かつては、林業が盛んで、天然秋田杉の産地として知られており、平成12年に「森

安全・安心な村



村全域に光ケーブル網を構築しており、高速通信によるインターネット環境を整備しています。また、光ケーブル網を活用し、村独自のネットワークによる村内通話料無料のテレビ電話がほぼ全戸に設置されています。テレビ電話機能のほか、画面を配信することができ、村のイベントや災害時の避難勧告などの行政情

の巨人たち百選」に選ばれたコブ杉や約720本の天然杉が立ち並ぶ「自然観察教育林」があります。小阿仁川沿いに20の集落が点在し、人口は2、600人余りで、高齢化率がおよそ45%と県内一の高さとなっています。農業が盛んで、村の特産物である食用ほおずきやズッキーニ、良質なあきたこまちなどが生産されています。

鉄道はなく、村北部を斜めに走る国道285号のほか、県道214号、37号によるルートがあり、車でのアクセスとなります。

現地レポート
地域資源を活かした
活性化策

現代アートと活力あるむらづくり



秋田県 上小阿仁村

△林野庁「森の巨人たち百選」に選ばれた「コブ杉」。

フォーラム

報の配信のほか、高齢者世帯や一人暮らし世帯への見守りサービスに活用されており、安全・安心の村づくりの一翼を担っています。全集落に設置している防災広報無線と連携させているため、無線による放送内容がテレビ電話でも流れ、タイムリーな行政情報が、一度にほぼ全戸へ発信される仕組みとなっています。

大地の芸術祭初の飛び地開催地

上小阿仁村の最奥地にある八木沢集落。国道285号から、県営第1号の萩形ダムへ向かう県道129号



▷今年度展示している作品

をおよそ9km進んだ8世帯16人が暮らすこの集落が昨年夏、「第5回大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2012 飛び地開催 KAMIKOANIプロジェクト秋田2012」として、7月29日から9月14日までの55日間、集落内や公民館、棚田に現代アート作品が展示され、大きな注目を浴びました。

「大地の芸術祭」は、元々、新潟県十日町市と津南町で3年に1度行われる、国内でも最大級の規模を誇る野外アートイベントであり、出展



▷今年度行われた伝統芸能イベントで八木沢番衆を披露する中学生

作家である、秋田公立美術大学の准教授の方とのつながりにより、昨年夏、大地の芸術祭初の飛び地開催が上小阿仁村八木沢集落で開催されました。

会期前より、約160人が参加して行われた「清掃ワークショップ」や、「作品制作ワークショップ」、会期中に実施した各種イベントなど、多くの村内外の方々の協力のもと、事業が進められました。来場者の目標を5,000人としていましたが、およそ2倍となる、延べ9,114人の来場者が集落を訪れ、現代アートと八木沢集落のもつ里山の原風景との融合に共感しました。

地域の方々とのかわり

初めての開催としては成功であったといえますが、今後の継続へ向け、たくさんさんの課題が残りました。その中でも、地域の方々の関わりが非常に重要で、大きな課題であることに気づかされました。

前述のとおり、会期前に実施した、会場である八木沢集落の「清掃ワークショップ」には、村内外含め、約160人の方々が参加してくださったものの、村として初の取り組みとなるアートイベントに、地域の方々



◁会期前に行われた清掃ワークショップ (右 八木沢公民館 左 旧沖田面小学校)

フォーラム

▷作品制作ワークショップ(八木沢公民館)



◁8月4日秋田市の竿燈祭でパレードしPR

は「何かあるのか」「何をしているのか」という不安が大きかったはず。八木沢集落の方々からも、説明会を実施していても、これから起こる未知のイベントに対して「たくさんの方が来るはずがない」という声が上がりました。

また、集落には商店がなく、来場者のため、会期中の土・日・祝日に公民館でカフェを開くことを決定しました。このカフェの出店者についても村内業者・団体で手を挙げてくれるところがなく、村外の業者で対応し、村内の4つの婦人団体にその手伝いを兼ね、村の特産物や野菜などの販売を依頼しました。

会期が進むにつれ、連日のように地域の新聞で特集が組まれるようになると、来場者数も増え、イベント開催日には、終日の来場者が、およそ1,000人を数える日もありました。徐々に集落の方々や、地域の方々も事業に対して関わりを深め、活動を行っていただくことが増えてきました。

KAMIKOANI プロジェクト秋田2013

今年8月10日から10月14日までの66日間、「KAMIKOANIプロジェクト秋田2013」として開

催しています。今年は作家数が増え、15人の作家が八木沢集落内や公民館、棚田に作品を展示しています。また、新たに、平成18年度に廃校となった旧沖田面小学校を会場に、作家が滞在して作品を制作する「アーティスト・イン・レジデンス」事業を展開しています。8月末まで5人の作家が村へ滞在し、作品の制作活動を行い、八木沢集落内や、旧沖田面小学校に展示しています。



▷滞在する作家3名によるトークショー(旧沖田面小学校)

1日4往復する無料のシャトルバスを土・日・祝日に運行しています。今年、地域の方々の関わりを重要視し、様々な機会を見つけて事業のPRを行ったり、カフェ出店者の公募を行ったりしてきました。しかしながら、まだまだ、課題は多く、地域の方々から様々な意見をいただくことが多々あります。今後、地域の方々に事業に関わりを持っていただき、課題を一つひとつクリアしながら取り組んでいきたいと考えています。

活力あるむらづくりへ

この「KAMIKOANIプロジェクト秋田」は取り組みを始めたばかりですが、秋田県で国民文化祭が行われる来年度までの継続実施が決定しています。現代アートや芸術の力を活用しながら都市と農村間、世代間の交流人口の増加を図り、自然を生かした活力あるむらづくりを目指してまいります。

上小阿仁村長 中田 吉穂

随 想

随 想

多くの人々に外灯を
付けられるように・・・

愛知県町村会長
愛知県武豊町長 榎山 芳輝

世界には190を超える国が現存しますが、その中で世界最古の国家が日本であることはあまり知られていません。この日本の長い歴史の中でも証明されているように、地方自治体も含め、あらゆる諸種を問わず企業・事業、産業など、いつの時代も栄枯盛衰はあります。リーマンショック、電力関連産業や自動車関連事業の突発的な打撃など、日本人の何人が予想されたでしょうか。

こうした経済情勢の急変は、日本中の地方自治体にも大きな影響を与えております。

東日本大震災を受け、常に、あらゆる面において危機管理意識をしっかりと持ち、可能な限りの想定をしながら、「選力」でもって持続可能な地方自治体を目指していくことが今こそ大切であります。

私は今年4月の選挙において、3期目を務めさせて頂いております。今をいかに生きるか、日々を大切に「一日一生」の気持ちを持って、全力でその任を果たしていかなければとの思いであります。

人の生き様には、縁(えにし)もあり、自己選択もあり、運・不運もあります。結果的には、お蔭さまで今の町があり自分があるものと思っております。

私は、町の職員として昭和47年4月に入庁以降行政マンを33年間ほど勤めさせて頂きました。役場入庁前には、民間企業で2年間勤務をさせて頂き、遊れば大学も文学部に入學して、途中編入學して法学部卒という経歴であります。

ことほど左様に、自分史においてもまさに「選択の連続」でありまし

たが、その時々々の経験、判断が、すべて今の職務に役立っていることに感謝を致しております。

さて、先の参議院議員選挙において、自民党の大勝という結果となりました。

政権与党においては、税制、TPP、エネルギー、社会保障、外交、医療・介護、憲法改正問題など課題山積であります。これからの日本を形作っていく、まさに政治の「選力」が真に試されることになると思っております。

私は現在のような情報化社会では、情報を早く正確に処理する「情報処理力」が強く求められていると思います。いろいろな情報が溢れる中、今日のような成熟社会では、正解は一つとということがないのかも知れません。

加えて、状況に応じて知識や経験を組み合わせることで導き出す「情報編集力」が必要だと思います。私共、地方自治体のトップとしても常に意識をすべきことと重ね合わせているところであります。

愛知県知多半島出身の教育学者森信三が言っています。「・・・心がけというものは、誰ひとり見えるも

のでは無くても、それが5年、10年と続けられていくと、やがて、その人の中に、まごうことなき人間的な光が身に付き出すのです。人生に対する心がけを持たずして、一道を究められた人はいません。・・・」と。

また、私は、多忙を極めている時こそ、「相田みつを」の詩を読むことにしています。

「・・・いいことは おかげさまで わるいことは 身から出たさび 外灯というのは人のためにつけるんだ よな わたしはどれだけ外灯をつけられるだろうか」

これからも政治家の一人としていろいろな局面で、迷いつつも究極の選択をしていかなければなりません。持続可能な地方自治体を目指し、すべての人々が幸せを持って、住民の皆様がそれぞれのまちに住んでよかったですと思えるような時代づくりを今から行っていかなければならぬと、改めて決意するところであります。

世界最古の国家である日本の誇りを持って、より多くの人々のために外灯を付けられるように。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払いによる割引5%適用

車名 フィット
型式 GE6
初度登録 平成23年2月
年齢条件 26歳以上補償
運転者限定 本人・配偶者限定
記名被保険者 30才
新車割引 有
共済(保険)金額 150万円
払込方法 集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。